

高知県屋外広告物条例施行規則

〔平成8年4月30日〕
高知県規則第81号

平成19年3月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第一種禁止地域等 条例第3条各号に掲げる地域又は場所のうち、同条第1号の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除いた地域又は場所をいう。

(2) 第二種禁止地域等 条例第3条各号に掲げる地域又は場所のうち、第一種禁止地域等以外の地域又は場所をいう。

(3) 許可地域等 条例第5条各号に掲げる地域又は場所をいう。

3 この規則における広告物又は掲出物件の種類及びその意義は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請等)

第3条 条例第5条、第6条第2項、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による広告物等許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る許可をするときは別記第1号様式による広告物等許可証を当該申請をした者に交付し、許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(広告物協定の認定の申請等)

第4条 条例第8条第1項の規定に基づき広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けようとする土地所有者等は、その全員の合意により、広告物協定書を作成し、その代表者が知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に係る広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合は、条例第8条第1項の規定に基づく認定をするものとする。

(1) 広告物協定の内容が、当該広告物協定地区の景観及び環境と調和し、かつ、相当の区間にわたる土地を対象としていること。

(2) 広告物協定の有効期間が5年以上30年以内であること。

(参 照)

別表第1
(P97)

第1号様式
(P101~102)

(3) 知事が必要と認める書類を添付していること。

3 条例第8条第7項の規定により広告物協定の変更又は廃止の認定を受けようとする土地所有者等は、変更の場合にあってはその全員の合意により、廃止の場合にあってはその過半数の合意により、その代表者が知事に申請しなければならない。

(適用除外の基準)

第5条 条例第9条第1項第5号の規則で定める基準は、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積が、0.5平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）の10分の1以下であることとする。

2 条例第9条第1項第6号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(2) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のために、当該会場の敷地内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに工事期間中に限り表示される広告物又は設置される掲出物件で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されていないもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、臨時的、仮設的又は慣習的な広告物又は掲出物件で、知事が特に認めるもの

3 条例第9条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第一種禁止地域等において広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該広告物又は掲出物件の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積は4平方メートル以下であること。

(2) 第二種禁止区域等、許可地域等又は広告物活用地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該広告物又は掲出物件の縦及び横の長さはそれぞれ4メートル以下であり、かつ、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積は10平方メートル以下であること。

(3) 屋上広告物等のときは、その高さが当該屋上広告物等を表示し、又は設置する建物の高さの2分の1以下であること。

(4) 広告物又は掲出物件が照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。

(5) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該管理に必要な最小限の事項を表示するものであること。

<p>(6) 自己の管理する物件（建物を除く。）に管理上の必要に基づき広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積が、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）の10分の1以下であること。</p>	
<p>(7) 第7条に規定する許可の基準に適合しているものであること。</p>	
<p>4 知事が特にやむを得ないと認める広告物又は掲出物件については、前項に規定する基準を緩和することができる。</p>	
<p>5 条例第9条第3項の規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第2 (P98)</p>
<p>6 条例第9条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	
<p>(1) 第7条第1項に規定する許可の基準に適合しているものであること。</p>	
<p>(2) 広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間が30日以内であること。</p>	
<p>(3) 広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間並びに広告物の表示者名若しくは掲出物件の設置者名又は広告物若しくは掲出物件の管理者名及びその連絡先を明示していること。</p>	
<p>(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所又は施設の管理者（管理者がないときは、その所有者）の承諾を得ていること。</p>	
<p>(規格の設定)</p>	
<p>第6条 条例第11条の規則で定める広告物又は掲出物件及び規則で定める規格は、別表第3に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第3 (P98)</p>
<p>(許可の基準)</p>	
<p>第7条 条例第12条第1項の許可の基準は、別表第4に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第4 (P99～100)</p>
<p>2 条例第12条第2項の規則で定める基準は、別表第5に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第5 (P100)</p>
<p>(許可の期間)</p>	
<p>第8条 条例第14条第2項の規則で定める期間は、別表第6に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第6 (P100)</p>
<p>(許可の期間の更新の許可等の申請等)</p>	
<p>第9条 第3条の規定は、条例第15条の規定による許可の期間の更新の許可及び条例第16条の規定による広告物又は掲出物件の変更又は改造の許可について準用する。</p>	<p>第1号様式 (P101～102)</p>
<p>(軽微な変更等)</p>	
<p>第10条 条例第16条ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	
<p>(1) 既設の広告物又は掲出物件の表示内容又は意匠に変更を加えない程度の補修又は塗り替え</p>	

(2) 掲出物件の形状及び位置を変更することなく行う、当該掲出物件に表示される新聞、ポスター等又は興行の表示内容の短期かつ定期的な変更

(3) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に設置した広告幕等を掲出する物件の形状及び位置を変更することなく行う、当該物件に表示される自己の営業内容等を表示する広告幕等の短期かつ定期的な変更

(表示又は設置等の完了の届出)

第11条 条例第17条の規定による届出は、別記第2号様式による広告物等表示・設置等完了届によるものとする。

第2号様式
(P103)

2 条例第17条ただし書の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置の許可の期間が6月以内のものとする。

(許可証票等)

第12条 条例第18条の許可証票及び許可の押印は、別記第3号様式によるものとする。

第3号様式
(P104)

(管理者の設置等)

第13条 条例第19条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、自家用広告物等以外のもので、当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積が30平方メートルを超えるものとする。

2 条例第19条第2項の規則で定める者は、条例第43条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する者であって、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有するものとする。

[一部改正〔平成13年規則124号〕]

(表示又は設置する者等の変更の届出)

第14条 条例第20条の規定による届出は、別記第4号様式による広告物等表示・設置者等変更届によるものとする。

第4号様式
(P105)

(除却等の届出)

第15条 条例第21条第2項の規定による届出は、別記第5号様式による広告物等除却等届によるものとする。

第5号様式
(P106)

(違反広告物等である旨の表示)

第16条 条例第25条の規定に基づく違反広告物等である旨の表示は、別記第6号様式による表示書を当該違反広告物等にはり付けてするものとする。

第6号様式
(P107)

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第17条 条例第27条第1項第1号の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件を保管する土木事務所の掲示場とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める保管物件一覧簿は、別記第7号様式のとおりとする。

第7号様式
(P108)

3 条例第27条第2項の規則で定める場所は、当該広告物又は掲出物件を保管する土木事務所とする。

(広告物等を返還する場合の手続)

第18条 条例第31条の規定による保管した広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等（以下この項において「所有者等」という。）であることの証明は、次に掲げる書類を提示してしなければならない。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る工事の請負等の契約書その他所有者等であることを証明する書類
- (2) 所有者等から委任を受けた者（次号において「受任者」という。）が返還を受ける場合においては、委任状
- (3) 所有者等又は受任者の運転免許証その他官公署が所有者等又は受任者に対して発行した身分を証明する書類であって本人であることを確認するに足りるもの（当該所有者等又は受任者の写真をはり付けたものに限る。）

2 条例第31条の規則で定める受領書は、別記第8号様式のとおりとする。
（身分証明書）

第8号様式
（P109）

第19条 条例第32条第3項、第33条及び第49条第2項の身分を示す証明書は、別記第9号様式のとおりとする

第9号様式
（P110～111）

（屋外広告業の更新の登録の申請の時期）

第20条 条例第34条第3項の更新の登録の申請は、当該登録の有効期間の満了の日の30日前までにしなければならない。

（登録申請書）

第21条 条例第35条第1項の登録申請書は、別記第10号様式のとおりとする。
（登録申請書の添付書類）

第10号様式
（P112～113）

第22条 条例第35条第2項の登録申請者が条例第37条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（第24条第2項において「誓約書」という。）は、別記第11号様式のとおりとする。

第11号様式
（P114）

2 条例第35条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第43条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類（第24条第2項第5号において「資格証明書」という。）の写し

- (2) 法人にあつては、次に掲げる書類

ア その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第24条第2項第3号において同じ。）（未成年者であるときは、その法定代理人を含む。）の略歴を記載した書類（別記第12号様式。以下「略歴書」という。）

第12号様式
（P115）

イ 登記事項証明書

ウ ア及びイに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

- (3) 個人にあつては、次に掲げる書類

ア 本人（未成年者であるときは、その法定代理人を含む。イにおいて同じ。）の略歴書

イ 本人の住民票の写し又はこれに代わる書面

(4) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面

(屋外広告業者登録簿等)

第23条 条例第36条第1項の屋外広告業者登録簿は、別記第13号様式のとおりとする。

第13号様式
(P116)

2 条例第36条第2項の規定による通知は、別記第14号様式による屋外広告業者登録証によりするものとする。

第14号様式
(P117)

3 条例第39条の規定により、屋外広告業者登録簿は、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所において一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第24条 条例第38条第1項の規定による登録事項の変更の届出は、別記第15号様式による屋外広告業登録事項変更届出書(以下この条において「屋外広告業登録事項変更届出書」という。)によりしなければならない。

第15号様式
(P118)

2 前項の登録事項の変更が次の各号に掲げる変更該当するときは、当該各号に掲げる書類を屋外広告業登録事項変更届出書に添付しなければならない。

(1) 条例第35条第1項第1号に掲げる事項の変更 法人にあつては当該変更後の登記事項証明書、個人にあつては当該変更後の住民票の写し又はこれに代わる書面

(2) 条例第35条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 当該変更後の登記事項証明書

(3) 条例第35条第1項第3号に掲げる事項の変更 当該変更後の登記事項証明書及び当該変更後の役員(未成年者であるときは、その法定代理人を含む。)の略歴書並びに誓約書

(4) 条例第35条第1項第4号に掲げる事項の変更 当該変更後の法定代理人の略歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書面並びに誓約書

(5) 条例第35条第1項第5号に掲げる事項(業務主任者が所属する営業所の名称を除く。)の変更 当該変更後の業務主任者の資格証明書の写し及び住民票の写し又はこれに代わる書面

3 前項各号に掲げる書類のほか、知事は、屋外広告業登録事項変更届出書に必要があると認める書類を添付させることができる。

(屋外広告業廃業等届出書)

第25条 条例第40条第1項の規定による廃業等の届出は、別記第16号様式による屋外広告業廃業等届出書によりしなければならない。

第16号様式
(P119)

(屋外広告物講習会)

第26条 知事は、条例第42条の講習会(以下「屋外広告物講習会」という。)を開催するときは、屋外広告物講習会の日時、場所その他屋外広告物講習会の開催に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

2 屋外広告物講習会を受講しようとする者は、別記第17号様式による屋外広告物講習会受講申込書(次条第3項において「受講申込書」という。)

第17号様式
(P120)

を知事に提出しなければならない。

3 知事は、屋外広告物講習会の全科目（次条第2項の規定により受講を免除された講習科目を除く。）を受講し、屋外広告物講習会の全課程を修了した者に対し、別記第18号様式による屋外広告物講習会修了証書を交付するものとする。

（講習科目）

第27条 屋外広告物講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
- (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項
- (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により前項第3号の講習科目の受講を免除するものとする。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく帆布製品又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

3 前項の規定により第1項第3号の講習科目の受講の免除を申請しようとする者は、受講申込書にその旨を記載するとともに、前項各号のいずれかに該当することを証明する書面を当該受講申込書に添付しなければならない。

（標識）

第28条 条例第44条の規定による標識の掲示は、別記第19号様式による高知県屋外広告業登録票によりするものとする

2 条例第44条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 登録期間
- (4) 営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名

（帳簿）

第29条 条例第45条の規定により備えなければならない帳簿（以下この条において「帳簿」という。）は、別記第20号様式による屋外広告業帳簿によるものとする。

2 条例第45条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商号、名称又は氏名及び登録番号
- (2) 営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名

第18号様式
（P121）

第19号様式
（P122）

第20号様式
（P123）

- (3) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る契約又は工事の名称及び請負金額並びに契約年月日又は工事着手年月日
 - (4) 広告物の表示又は掲出物件の設置の注文者の名称又は氏名及び主たる
 - (5) 事務所の所在地又は住所
 - (6) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (7) 広告物又は掲出物件の名称又は種類、表示の内容及び数量
 - (8) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- 3 帳簿(前項の規定に基づき帳簿への記載に代える記録がされた電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルを含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖した帳簿を備えていた営業所において、当該閉鎖後5年間保存しなければならない。(屋外広告業者監督処分簿)

第30条 条例第48条第1項の屋外広告業者監督処分簿は、別記第21号様式のとおりとする。

第21号様式
(P124)

2 条例第48条第1項の規定により、屋外広告業者監督処分簿は、高知県土木部都市計画課及び各土木事務所において一般の閲覧に供するものとする。

- 3 条例第48条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び主たる事務所の所在地又は住所
 - (2) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号及び登録年月日
 - (3) 処分の対象となった営業所の名称及び当該営業所の業務主任者の氏名
 - (4) 処分をした事由
- (審議会の組織)

第31条 審議会は、委員10人以内で組織し、審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、第1号から第4号までに掲げる者については、それぞれ1名以上委嘱しなければならない。

- (1) 商工業関係者
 - (2) 屋外広告業者
 - (3) 芸術関係者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認めた者
- 2 知事は、前項の委員のほか必要があると認めるときは、臨時に、委員を委嘱することができる。ただし、その数は、3人を超えないものとする。
- (委員の任期等)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(地位の利用の禁止)

第33条 委員は、その職務上の地位を政治的な目的のために利用してはならない。

(会長)

第34条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催の日の3日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。

3 会議の議長は、会長が当たる。ただし、会長が出席できないときは、委員の互選によってこれを定める。

4 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者)

第36条 知事又は審議会は、必要があると認めるときは、関係市町村長その他審議会の審議事項に関係する者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第37条 審議会に、幹事8人以内を置き、知事が任命する。

2 幹事は、会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会長の指揮を受けて庶務を処理する。

(雑則)

第38条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(書類の経由)

第39条 条例又はこの規則の規定（条例第34条並びに第26条第2項及び第27条第3項の規定を除く。）により知事に提出する書類は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所（当該書類が、広告物活用地区及び広告景観形成地区に係るものにあつてはこれらの地区が、広告物協定に係るものにあつては広告物協定地区が所在する場所）を管轄する土木事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県屋外広告物条

例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により条例による改正前の高知県屋外広告物条例（昭和24年高知県条例第37号）第9条第1項の高知県屋外広告物審議会（次項において「旧審議会」という。）の委員又は幹事である者は、第21条第1項又は第27条第1項の規定により委員又は審議会の幹事に委嘱され、又は任命されたものとみなし、当該委員の任期は、第22条本文の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により旧審議会の会長である者は、第24条第1項の規定により審議会の会長に選ばれたものとみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則の規定により提出された書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の日前に旧規則の規定により交付された文書は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。
- 6 旧規則別記第2号様式は、この規則の規定にかかわらず、第12条の許可証票として残品の限度で使用することができる。

附 則（平成13年7月13日規則第124号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第13条第2項の屋外広告士の称号を付与されている者は、この規則による改正後の第13条第2項の屋外広告士の称号を付与されている者とみなす。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	広告物又は掲出物件の種類		意 義
素材及び形態による区分	はり紙		紙等を素材とし、建物その他の物件にはり付けて広告物を表示するもので、はり札等及び立看板等以外のもの
	はり札等		条例第4条第3項のはり札等
	広告旗		条例第4条第3項の広告旗
	立看板等		条例第4条第3項の立看板等
	広告幕等		布等により広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等以外のもの
	アドバルーン		気球等を利用して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの
利用物件による区分	道路横断広告物等		道路の上空を横断するもの又は道路の上空を横断する工作物等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの
	電柱等利用広告物等		電柱その他これに類するものに広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの
	公益物件利用広告物等		国又は地方公共団体以外の者が設置する街灯柱、消火栓標識、停留所標識、地図、住民用掲示板その他の公益物件（知事が認めるものに限る。）を利用して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの（寄贈者名等を表示し、又は設置するものを除く。）
敷地形態による区分	建物利用広告物等	屋上広告物等	建物の屋上若しくは最上階のひさしの上又は屋上の工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの。建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを含む。
		突出広告板等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に、これらに沿わない方向に突き出して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、板状又はこれに類するもの
		壁面等広告物等	建物その他の工作物の壁面又はひさしの下等に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもので、屋上広告物等及び突出広告板等以外のもの
	敷地内独立広告物等		建物の所在する敷地内に、建物その他の工作物とは別個に独立して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの
	野立て広告物等		建物の所在しない土地に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの

備考

- 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当することがある。
- この表においては、規制をする広告物又は掲出物件のみを規定しているため、いずれの種類にも該当しない広告物又は掲出物件がある。

別表第2（第5条関係）

1 条例第9条第3項第1号の基準

1	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場の名称、方向、距離、略図又は方向を示す記号等案内誘導を目的とする事項を表示するものであること。
2	事業内容を表示するときは、必要な最小限のものであること。
3	商品名を表示しないこと。
4	縦及び横の長さはそれぞれ2メートル以下、かつ、広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は2平方メートル以下であること。
5	照明装置付きのものであるときは、当該照明装置は、点滅しない構造のものであること。
6	1の事業所、営業所又は作業場につき4基以下であること。

2 条例第9条第3項第2号の基準

<p>広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1本又は1基につき1平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する公益物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）以下であること。</p>

別表第3（第6条関係）

広告物又は掲出物件の種類	規 格
すべての広告物又は掲出物件（共通事項）	<p>1 歩道の上空を占有して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するもの下端は当該歩道の路面から2.5メートル以上、車道の上空を占有して表示し、又は設置するもの下端は当該車道の路面から4.5メートル以上離れていること（道路横断広告物等及び公益物件利用広告物等並びに道路に設置している電柱等利用広告物等を除く。）。</p> <p>2 蛍光色を使用しないこと（広告物活用地区に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。）。</p>
道路横断広告物等	<p>1 道路を横断している部分の下端は、当該道路の路面から4.7メートル以上離れていること。</p> <p>2 公益のために広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものであること。</p>
電柱等利用広告物等	電柱等が道路に設置されているときは、電柱等の表面に接して巻き付けるものであること。
屋上広告物等	建物の壁面又はひさしの端の垂直面状を超えて外部に突き出していないこと。
突出広告板等	建物その他の工作物からの突き出し幅は1.5メートル以下であり、かつ、道路境界線からの突き出し幅は1.0メートル以下であること。
壁面等広告物等	広告物又は掲出物件の一部が、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置している壁面を超えて突き出していないこと。

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の規格に適合しなければならない。

別表第4（第7条関係）

1 条例第5条の規定による許可の基準

広告物又は掲出物件の種類	許可の基準
はり紙及びはり札等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1平方メートル以下であること。
広告旗	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、5平方メートル以下であること。</p> <p>2 広告旗の相互間の距離は、5メートル以上離れていること（土地又は建物等に旗ざお等を固定させて恒常的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。）。</p>
立看板等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、2平方メートル以下であること。
電柱等利用広告物等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、電柱等1本につき1平方メートル以下であること。
公益物件利用広告物等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する公益物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）以下であること。
屋上広告物等（アドバルーンを除く。）	<p>1 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが15メートルを超え51メートル以下のときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さが当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する建物の高さの2分の1以下であること。</p> <p>2 広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが51メートルを超えるときは、当該広告物又は掲出物件の縦の長さが3メートル以下であること。</p>
壁面等広告物等	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する壁面の51メートル以下の部分の壁面面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 建物の上端から地盤面までの高さが51メートルを超える場合で、51メートルを超える壁面の部分に表示する広告物又は設置する掲出物件のときは、縦の長さが3メートル以下であること。</p>
敷地内独立広告物等	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき50平方メートル以下であり、かつ、1基につき140平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地盤面から15メートル以下であること。</p>
野立て広告物等	<p>1 広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1面につき50平方メートル以下であり、かつ、1基につき140平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地盤面から15メートル以下であること。</p> <p>3 野立て広告物等の相互間の距離は、30メートル以上離れていること。</p>

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の複数の種類に該当するときは、その該当するすべての種類の許可の基準に適合しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による許可の基準

広告物又は掲出物件の種類	許可の基準
電柱等利用広告物等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、電柱等1本につき1平方メートル以下であること。
公益物件利用広告物等	広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積は、1平方メートル以下であり、かつ、当該広告物又は掲出物件を表示の方向から見た場合における当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する公益物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積（当該広告物の表示面積又は当該掲出物件の表示可能面積を除く。）以下であること。

備考 1の広告物又は掲出物件がこの表の両方の種類に該当するときは、両方の許可の基準に適合しなければならない。

別表第5（第7条関係）

区域	建物に表示する広告物の表示面積又は設置する掲出物件の表示可能面積の合計
第一種禁止地域等及び 第二種禁止地域等	建物の壁面面積の合計の10分の3以下
許可地域等	建物の壁面面積の合計の10分の5以下
広告物活用地区	建物の壁面面積の合計の10分の7以下

備考

- 1 建物の上端から地盤面までの高さが5.1メートルを超えるときは、5.1メートルを超える部分の壁面については、この表の壁面面積に算入しない。
- 2 建物の屋上の階段室、機械室、貯水槽その他これらに類するものの壁面については、この表の壁面面積に算入しない。

別表第6（第8条関係）

広告物又は掲出物件の種類	許可の期間
はり紙、はり札等、広告旗（土地又は建物等に旗ざお等を固定させて、恒常的に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものを除く。）、立看板等、広告幕等、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物又は掲出物件	6月以内
上記の種類以外の広告物又は掲出物件	3年以内

別記
第1号様式（第3条、第9条）

		※ 整理番号	
広告物等許可申請書（新規・更新・変更等） 年 月 日			
高知県知事 様			
申請者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)	
	フリガナ氏名 (名称及び代表者の職・氏名)	,	
	電話番号		
広告物又は掲出物件についての許可を受けたいので、高知県屋外広告物条例第 条第 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。			
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
地域の区分	1 第一種禁止地域等 4 広告物活用地区	2 第二種禁止地域等 5 広告景観形成地区	3 許可地域等 6 広告物協定地区
広告物又は掲出物件の名称又は種類			
広告物又は掲出物件の表示の内容			
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積	m ² (縦 m×横 m×面)	数量	基 (枚)
広告物又は掲出物件の高さ	m	工事の着手予定年月日	年 月 日
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
照明装置又は特殊装置の有無及びその内容	有 ・ 無		
許可年月日及び許可番号 (更新又は変更等の場合に記入してください。)	年 月 日 第 号		
広告物又は掲出物件の管理者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)	
	フリガナ氏名 (名称)		
	電話番号		
工事の施工者（新規又は変更等の場合に記入してください。）	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)	
	フリガナ氏名 (名称)		
	電話番号		
	屋外広告業登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	
高知県収入証紙はり付け欄 (手数料 円)			
注 1 新規又は変更等の場合は、次の書類を添えてください。 (1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置、構造、寸法その他広告物の表示又は掲出物件の設置の方法を明らかにした仕様書及び図面（照明装置又は特殊装置を伴うときはその概要を示したものを、はり紙のときはその現物又は見本を含みます。） (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所の位置図及びその付近の状況を明らかにした図面又は写真 2 新規の場合は、1の書類のほか次の書類も添えてください。 (1) 自家用広告物等以外の広告物又は掲出物件で、その広告物の表示面積又はその掲出物件の表示可能面積が30平方メートルを超えるものときは、その広告物又は掲出物件の管理者が高知県屋外広告物条例第19条第2項の規定による資格を有することを証明する書類の写し (2) 公益物件利用広告物等のときは、その公益物件を必要と認める行政機関の意見書 3 「地域の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。 4 「照明装置又は特殊装置の有無及びその内容」欄の「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。 5 この申請書は、2部提出し、その1部に高知県収入証紙をはり付け、その証紙には、消印をしないでください。 6 ※印欄は、記入しないでください。			

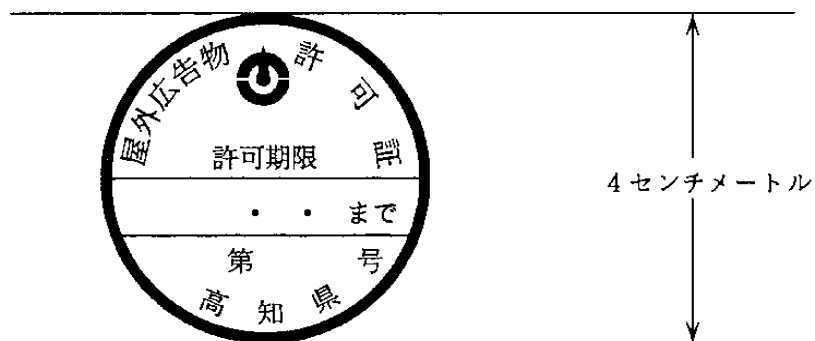
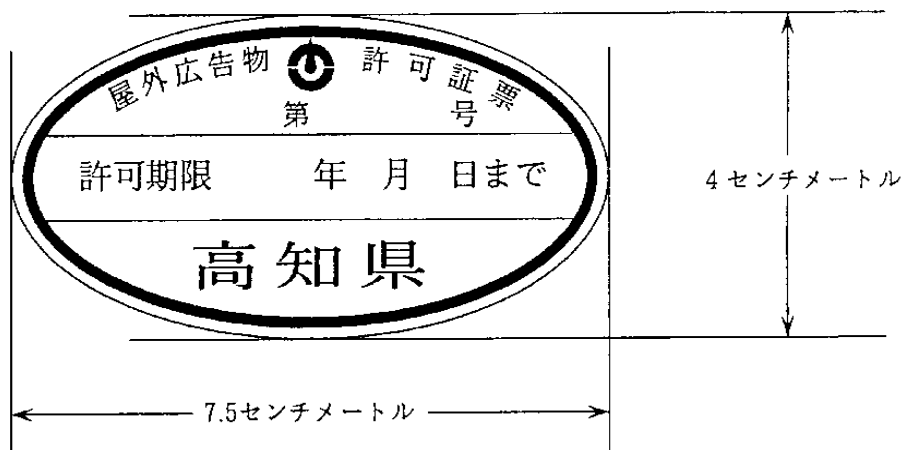
広告物等許可証			
高知県知事		印	
高知県屋外広告物条例第 条第 項の規定により、広告物又は掲出物件について次のとおり許可します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	手数料	円
許可の条件			
留意事項 1 この許可は、高知県屋外広告物条例の規定による許可であり、他の法令の規定により許可等を必要とするものについては、その許可等を受けるまでは広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできません。 2 他人が所有する土地又は建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、その所有者の承諾を受けるまではその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置することはできません。 3 はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、表示が禁止されている地域等及び物件を確認して、適法に表示しなければなりません。 4 許可を受けている期間を経過した後も引き続きその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置しようとするときは、許可の期間の更新の許可が必要です。 5 許可を受けた広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、別に許可が必要です。ただし、高知県屋外広告物条例施行規則第10条に規定する軽微な変更又は改造のときは、許可は必要ありません。 6 許可の期間が6月を超える広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造が完了したときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 7 許可を受けた広告物又は掲出物件（許可の押印を受けたものを除きます。）には、交付を受けた許可証票をはり付けておかなければなりません。 8 許可を受けた広告物又は掲出物件は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。 9 許可を受けた者又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件を管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 10 許可を受けた者又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件を管理する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。 11 許可の期間を経過したとき若しくは許可を取り消されたとき又は許可を受けた広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する必要がなくなったときは、20日以内にその広告物又は掲出物件を除却しなければなりません。 12 許可を受けた広告物若しくは掲出物件を除却したとき又は許可を受けた広告物若しくは掲出物件が滅失したときは、20日以内に所定の様式により届け出なければなりません。			
(教示) 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。） 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。			

第2号様式（第11条関係）

広告物等表示・設置等完了届 年 月 日			
高知県知事 様			
届 出 者	住 所 (事務所の所在地)	(郵便番号 —)	
	フリガナ 氏 名 (名称及び代表者の職・氏名)	Ⓜ	
	電 話 番 号		
許可を受けた広告物の表示又は掲出物件の設置（変更・改造）が完了したので、高知県屋外広告物条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
広告物又は掲出物件の名称又は種類			
広告物又は掲出物件の表示の内容			
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積		m ² (縦 m×横 m× 面)	数量 基 (枚)
表示又は設置(変更・改造)の完了年月日		年 月 日	
写真はり付け欄			
注 1 広告物又は掲出物件及びその広告物を表示し、又はその掲出物件を設置した場所の周囲の状況を明らかにしたカラー写真（12センチメートル×8センチメートルの大きさのもの）を添えてください。 2 許可の期間が6月を超える広告物又は掲出物件については、その広告物の表示若しくはその掲出物件の設置又はこれらの変更若しくは改造が完了した日から20日以内に届け出てください。			

第3号様式 (第12条関係)

許可証票



第4号様式（第14条関係）

<p style="text-align: center;">広告物等表示者・設置者等変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			
高知県知事 様			
届出者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	
	フリガナ氏名 (名称及び代表者の職・氏名)	④	
	電話番号		
<p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（管理する者）について変更があったので、高知県屋外広告物条例第20条第 ー 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
広告物又は掲出物件の名称又は種類			
広告物又は掲出物件の表示の内容			
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積	m ² (縦 m×横 m× 面)	数量	基 (枚)
変更事項	変更前	変更後	
表示者・設置者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	(郵便番号 ー)
	フリガナ氏名 (名称)		
	電話番号		
管理者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	(郵便番号 ー)
	フリガナ氏名 (名称)		
	電話番号		
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
<p>注 1 変更があった日から20日以内に届け出てください。</p> <p>2 自家用広告物等以外の広告物又は掲出物件で、その広告物の表示面積又はその掲出物件の表示可能面積が30平方メートルを超えるものの管理者を変更したときは、その広告物又は掲出物件の管理者が高知県屋外広告物条例第19条第2項の規定による資格を有することを証明する書類の写しを添えてください。</p>			

第5号様式（第15条関係）

広告物等除却等届			
高知県知事 様			年 月 日
届出者	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 -)	
	フリガナ 氏名 (名称及び代表者の職・氏名)	,	
	電話番号		
広告物又は掲出物件を除却した（が滅失した）ので、高知県屋外広告物条例第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
広告物又は掲出物件の名称又は種類			
広告物又は掲出物件の表示の内容			
広告物の表示面積又は掲出物件の表示可能面積	m ² (縦 m×横 m×面)	数量	基 (枚)
除却し、又は滅失した年月日	年 月 日		
除却又は滅失の理由	1 許可の期間が経過した 2 許可を取り消された 3 表示し、又は設置する必要がなくなった 4 除却を命ぜられた 5 滅失した 6 その他 ()		
注 1 「除却又は滅失の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。 2 除却し、又は滅失した日から20日以内に届け出てください。			

第6号様式（第16条関係）

第 号

違反広告物等

この広告物等は、高知県屋外広告物条例に違反していますので、速やかに除去してください。

年 月 日

高知県

第7号様式 (第17条関係)

保管物件一覧簿

No.
土木事務所名：
保管場所：

整理番号	保管日時	広告物又は掲出物件の名称又は種類	広告物の表示又は掲出物件の設置の場所	広告物又は掲出物件の表示の内容	広告物又は掲出物件の数量	処分等の内容	処分等の年月日

第8号様式 (第18条関係)

受 領 書	
年 月 日	
高知県知事 様	
返還を受けた者	
住 所 (郵便番号 -)	
フリガナ	
氏 名 Ⓜ	
高知県屋外広告物条例第31条の規定により、次のとおり広告物若しくは掲出物件又は現金の返還を受けました。	
返還を受けた日時	年 月 日 時 分
返還を受けた場所	
返還を受けた広告物又は掲出物件	整 理 番 号
	表示又は設置の場所
	名 称 又 は 種 類
	表 示 の 内 容
	数 量
返還を受けた金額	円

第9号様式（第19条関係）

第 号

身 分 証 明 書

所 属 名

職・氏名

上記の者は、次の事項を命じた者であることを証明します。

- 1 屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき、高知県屋外広告物条例の規定に違反して表示され、又は設置されているはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除却すること。
- 2 高知県屋外広告物条例第32条第1項の規定に基づき、立入検査等を行うこと。
- 3 高知県屋外広告物条例第49条第1項の規定に基づき、立入検査等を行うこと。

年 月 日

高知県知事



(裏面)

屋外広告物法 (抜粋)

(違反に対する措置)

第7条 略

2・3 略

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあっては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあっては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- (1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- (2) 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

高知県屋外広告物条例 (抜粋)

(立入検査等)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査すること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。

- 2 知事は、立入検査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。
- 3 立入検査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(簡易除却に係る身分証明書)

第33条 法第7条第4項の規定に基づき、この条例の規定に違反して表示されている広告物又は設置されている掲出物件を除却する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する立入検査等)

第49条 知事は、県内において屋外広告業を営む者に対し、特に必要があると認めるときは、その営業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。

- 2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第10号様式（第21条関係）

屋外広告業登録申請書			
			年 月 日
高知県知事 様			
申 請 者	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)	
	フリガナ 氏名 (商号、名称及び 代表者の職・氏名)	⑤	
	電 話 番 号		
屋外広告業の（更新の）登録を受けたいので、高知県屋外広告物条例第34条第 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。			
登録の種類	新規・更新	法人又は個人の別	法人・個人
現在の登録年月日及び登録番号（更新の登録場合に記入してください）。	年 月 日	高知県屋外広告業登録第 号	
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、執行役又はこれらに準じる者） （申請者が法人である場合に記入し、役員が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名も記入してください。）	職名	フリガナ 氏名	
法定代理人（申請者が未成年者である場合に記入してください。）	フリガナ 氏 名		
	住 所	(郵便番号 -)	
	電話番号		
他の地方公共団体における屋外広告業の登録年月日及び登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号

(裏面)

高知県内（高知市の区域を除きます。）において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとに選任される業務主任者の氏名

営業所	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 —)
	電 話 番 号	
	業務主任者氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 —)
	電 話 番 号	
	業務主任者氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 —)
	電 話 番 号	
	業務主任者氏名	
営業所	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 —)
	電 話 番 号	
	業務主任者氏名	

高知県収入証紙はり付け欄
(手数料 円)

- 注
- 1 法人の場合は、申請者は代表者を記入してください。
 - 2 「登録の種類」欄の「新規・更新」及び「法人又は個人の別」欄の「法人・個人」は、どちらか一方を○で囲んでください。
 - 3 次の書類を添えてください。
 - (1) 申請者が高知県屋外広告物条例第37条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別記第11号様式）
 - (2) 申請者が選任した業務主任者が高知県屋外広告物条例第43条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類の写し
 - (3) 法人にあつては、次の書類
 - ア その役員（未成年者であるときは、その法定代理人を含みます。）の略歴を記載した書類（別記第12号様式）
 - イ 登記事項証明書
 - ウ ア及びイの書類のほか、知事が必要であると認める書類
 - (4) 個人にあつては、次の書類
 - ア 本人（未成年者であるときは、その法定代理人を含みます。）の略歴を記載した書類（別記第12号様式）
 - イ 本人（未成年者であるときは、その法定代理人を含みます。）の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - (5) 申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 4 更新の登録の申請は、現在の登録期間が満了する日の30日前までにしてください。

第11号様式（第22条、第24条関係）

誓 約 書

年 月 日

高知県知事 様

申 請 者	住所（主たる事務所の所在地）	(郵便番号 ー)
	フリガナ 氏名（商号、名称及び代表者の職・氏名）	印
	電 話 番 号	

私（及び私の法定代理人・私が代表である法人の役員・私が代表である法人の役員の法定代理人）は、高知県屋外広告物条例第37条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

高知県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第37条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第35条第1項の登録申請書若しくは同条第2項の添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を拒否しなければならない。

- (1) 第47条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過していない者
- (2) 屋外広告業者（第34条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第47条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から2年を経過していないもの
- (3) 第47条第1項の規定に基づき営業の停止を命ぜられ、当該停止の期間が経過していない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第35条第1項第2号の営業所ごとに第43条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 略

第12号様式（第22条、第24条関係）

略 歴 書			
種 別	1 法人の役員 2 本人（法人） 3 法定代理人		
住 所 （事務所の所在地）	（郵便番号 — ）		
フリガナ 氏名（名称及び代表 者の職・氏名）		性 別	1 男 2 女
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号			
略 歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞 罰	日付	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			印

- 注 1 「種別」欄及び「性別」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
 2 住所、氏名、性別及び生年月日は、住民票と同じ記載をしてください。
 3 法人の場合は、「性別」欄及び「生年月日」欄は、記入する必要はありません。

第13号様式 (第23条関係)

屋外広告業者登録簿		登録年月日	年 月 日	登録番号	高知県屋外広告業登録 第 号
フリガナ 氏名 (商号、名称及び 代表者の職・氏名)					
住所 (主たる事務所の 所在地)		(郵便番号 ー)			
電話番号					
法人の役員の職・氏名 及びその法定代理人の 氏名	職名			フリガナ 氏名	
法定代理人	フリガナ 氏名				
	住所	(郵便番号 ー)			
	電話番号				
営業所	名称				
	所在地	(郵便番号 ー)			
	電話番号				
	業務主任者氏名				
	業務主任者資格				
営業所	名称				
	所在地	(郵便番号 ー)			
	電話番号				
	業務主任者氏名				
	業務主任者資格				
営業所	名称				
	所在地	(郵便番号 ー)			
	電話番号				
	業務主任者氏名				
	業務主任者資格				
登録事項の変更	変更届出年月日	変更の内容 (変更事項、変更前の内容、変更年月日等)			
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
監督処分簿の記載	有・無		整理番号		
備考					

屋外広告業登録証

登録番号 高知県屋外広告業登録第 号

登録年月日 年 月 日

登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

商号

住所 (主たる事務所
の所在地)

氏名 (名称及び代
表者の職・氏名)

上記の者は、高知県屋外広告物条例第36条第1項の規定による登録をした者であることを証明します。

営業所の名称	営業所の所在地	業務主任者氏名

年 月 日

高知県知事

印

第15号様式（第24条関係）

屋外広告業登録事項変更届出書	
年 月 日	
高知県知事 様	
届 出 者	住所（主たる事務所の所在地） (郵便番号 -)
	フリガナ 氏名（商号、名称及び代表者の職・氏名）
	電話番号
屋外広告業の登録事項について変更があったので、高知県屋外広告物条例第38条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。	
登 録 番 号	高知県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
届 出 者	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
	変 更 年 月 日
届 出 者	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
	変 更 年 月 日
届 出 者	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
	変 更 年 月 日
<p>注 1 次の書類を添えてください。</p> <p>(1) 商号、名称若しくは氏名又は主たる事務所の所在地若しくは住所の変更のときは、法人は変更後の登記事項証明書、個人は変更後の住民票の写し又はこれに代わる書面</p> <p>(2) 県内（高知市の区域を除きます。）の営業所の名称又は所在地の変更のときは、変更後の登記事項証明書</p> <p>(3) 法人の役員の変更のときは、変更後の登記事項証明書及び変更後の役員（未成年者であるときは、その法定代理人を含みます。）の略歴を記載した書類（別記第12号様式）並びに誓約書（別記第11号様式）</p> <p>(4) 未成年者の法定代理人の変更のときは、変更後の法定代理人の略歴を記載した書類（別記第12号様式）及び住民票の写し又はこれに代わる書面並びに誓約書（別記第11号様式）</p> <p>(5) 業務主任者の変更のときは、変更後の業務主任者が高知県屋外広告物条例第43条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類の写し及びその業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面（業務主任者が所属する営業所が変更になった場合は、これらの書類は必要ありません。）</p> <p>(6) (2)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類</p> <p>2 変更があった日から30日以内に届け出てください。</p>	

第16号様式 (第25条関係)

屋外広告業廃業等届出書	
年 月 日	
高知県知事 様	
届 出 者	住所（主たる事務所の所在地） (郵便番号 -)
	フリガナ 氏名（商号、名称及び 代表者の職・氏名）
	電話番号
登録を受けている屋外広告業について、高知県屋外広告物条例第40条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の商号、名称 又は氏名	法人 ・ 個人
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 2及び3以外の事由による解散 5 屋外広告業の廃止
届出の理由が生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との 関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人
注 1 「法人又は個人の別」欄の「法人・個人」は、どちらか一方を○で囲んでください。 2 「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出者との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。 3 届出の理由が生じた日から30日以内に届け出てください	

屋外広告物講習会受講申込書	
年 月 日	
高知県知事 様	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 写真はり付け欄 (無帽で上半身のもの) </div>	住所 (郵便番号 —)
	フリガナ氏名 ㊟
	生年月日 年 月 日
	電話番号
	職業
	勤務先又は学校名
<p>屋外広告物講習会を受講したいので、高知県屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により、次のとおり申し込みます。</p>	
屋外広告物講習会の講習科目のうち広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除の申請の有無	有 ・ 無
高知県収入証紙はり付け欄 (手数料 円)	
<p>注 1 屋外広告物講習会の講習科目のうち広告及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除を申請するときは、その資格を証明する書面を添えてください。</p> <p>2 「屋外広告物講習会の講習科目のうち広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除の申請の有無」欄の「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。</p> <p>3 この申込書に高知県収入証紙をはり付け、その証紙には、消印をしないでください。</p> <p>4 納付された手数料は、講習会を受講しなかった場合でも還付することはできません。</p>	

第18号様式 (第26条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

受講年月日 年 月 日

受講場所

上記のとおり高知県屋外広告物条例第42条の講習会の課程を修了したことを証明します。

年 月 日

高知県知事印

印

第 19 号様式 (第 28 条関係)

← 40 センチメートル以上 →

高知県屋外広告業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の 職・氏名	
登録番号	高知県屋外広告業登録 号
登録年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日～ 年 月 日
営業所の名称	
業務主任者氏名	

↑ 35 センチメートル以上 ↓

第 20 号様式 (第 29 条関係)

屋外広告業帳簿			
商号、名称又は氏名		営業所の名称	
登録番号	高知県屋外広告業登録第	号	業務主任者氏名
事業年度別整理番号		帳簿記載年月日	年 月 日
契約又は工事の名称			
契約又は工事着手の年月日		年 月 日	
請負金額		円	
注 文 者	名称又は氏名		
	主たる事務所の所在地又は住所		
	電話番号		
広 告 物 又 は 掲 出 物 件	表示又は設置の場所		
	名称又は種類		
	表示の内容		
	数量		
	表示又は設置の年月日		
写真等はり付け欄			

第 21 号様式 (第 30 条関係)

屋外広告業者監督処分簿

整理番号		処分年月日	年	月	日
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	登録年月日	年	月	日
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)				
フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の 職・氏名)					
処分の対象となった営業所の名称					
業務主任者氏名					
処分の内容					
処分をした事由					
整理番号		処分年月日	年	月	日
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	登録年月日	年	月	日
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)				
フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の 職・氏名)					
処分の対象となった営業所の名称					
業務主任者氏名					
処分の内容					
処分をした事由					
整理番号		処分年月日	年	月	日
登録番号	高知県屋外広告業登録第 号	登録年月日	年	月	日
住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -)				
フリガナ 氏名 (商号、名称及び代表者の 職・氏名)					
処分の対象となった営業所の名称					
業務主任者氏名					
処分の内容					
処分をした事由					